

豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号(法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報(法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の提供について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成28年条例42号・令和3年23号〕)

(個人番号の利用)

第2条 別表の左欄に掲げる本市の執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)は、法第9条第2項の規定により、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイル(法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)において個人情報(法第2条第3項に規定する個人情報をいう。)を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 法第9条第1項又は前項の適用を受ける本市の執行機関(以下単に「本市の執行機関」という。)は、同条第2項の規定により、法別表の下欄又は別表の右欄に掲げる事務(以下「利用事務」という。)を処理するため、当該利用事務以外の利用事務又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて利用特定個人情報(法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。)その他の規則で定める特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該利用事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法第19条第7号その他規則で定める法令の規定により、情報提供ネットワークシステム(法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。)を使用して特定個人情報の提供を受けることができる場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による個人番号の利用を行うことができない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、法令又は他の条例若しくは規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が規定されているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第3条 法第19条第11号の規定により、特定個人情報を提供できる場合は、本市の執行機関が、本市の他の執行機関(法令の規定により利用特定個人情報その他の規則で定める特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)に対し、利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報その他の規則で定める特定個人情報(当該他の執行機関の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該他の執行機関が当該その他の規則で定める特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、同条第3項中「個人番号の利用を行う」とあるのは「特定個人情報の提供を受ける」と、同条第4項中「第2項の規定による特定個人情報の利用」とあるのは「前項の規定による特定個人情報の提供」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成28年条例42号・令和3年23号・6年4号〕)

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第42号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年12月16日条例第42号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(令和3年6月25日条例第23号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条第1項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

執行機関	事務
1 市長	豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)による障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊橋市母子父子福祉手当支給条例(昭和49年豊橋市条例第11号)による母子父子福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)による母子父子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成5年豊橋市条例第19号)による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	健康保険法(大正11年法律第70号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に準じて行う小児慢性特定疾病医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	児童福祉法に準じて行う小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
7の2 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に準じて行う手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に係る費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に準じて行う育成医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に準じて行う私立高等学校等授業料補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
13 規則で定める機関	愛知県事務処理特例条例(平成11年愛知県条例第55号)又は愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成12年愛知県条例第18号)の規定により本市が処理することとされた事務であって規則で定めるもの